

# 個人情報保護法改正を踏まえた基本的指針の見直しについて

令和2年改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号））

令和2年改正法の主な内容			指針への影響と改正する場合の方針案	現行指針での関連記載
大項目	中項目	改正内容		
1. 個人の権利の在り方	利用停止・消去等の個人の請求権 （第30条第5項の新設） →令和3年改正法（第35条第5項）	個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等が請求要件として拡大	・3.3(1)①「利用停止等請求を受けた場合の対応」に記載 → 利用停止等の請求要件を追記	① 利用停止等請求を受けた場合の対応 PHR事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、本人の同意なく健診等情報が取得された、目的外利用がされている又は偽りその他不正の手段により取得された、という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等の措置を行わなければならない。
	保有個人データの開示方法 （第28条第1項、第2項の改正） →令和3年改正法（第33条第1項、第2項）	電磁的記録による対応を本人が指示可能とする	用語集の「開示」に記載 → 電磁的記録による提供について追記	用語集 開示：（本人等からの）開示請求に基づいて、当該請求の対象となっている保有個人情報を、当該請求者に対して閲覧させ、又は写しを交付すること。 特に個人情報保護法第28条第2項に基づく場合は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）による。
	第三者提供記録 （第28条第5項の新設） →令和3年改正法（第33条第5項）	本人による開示請求を認め、事業者の開示を義務化	4.1(1)②「第三者提供の記録」に記載 → 第三者提供記録の開示について追記	② 第三者提供の記録 PHR事業者は、健診等情報を第三者に提供したときは、原則として、提供した年月日及び提供先等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならない。また、第三者提供を受けたPHR事業者は、原則として、提供を受けた年月日及び提供元等に関する記録を作成し、一定期間保存しなければならない。
	短期保存データ （第2条第7項の改正） →令和3年改正法（第16条第4項）	6ヶ月以内に消去するデータも保有個人データとし、開示、利用停止等の対象	影響なし（PHRは長期保存を想定）	記載無し
	オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定 （第23条第2項の改正） →令和3年改正法（第27条第2項）	オプトアウトにより入手した情報の再オプトアウトによる提供等を禁止	影響なし（要配慮個人情報である「健診等情報」はオプトアウト不可）	記載なし

令和2年改正法の内容			指針への影響と改正する場合の方針案	現行指針での関連記載
大項目	中項目	改正内容		
2. 事業者の守るべき責務の在り方	個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化 (第22条の2第1項、第2項の新設) →令和3年改正法(第26条第1項、第2項)	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合の報告義務化	影響なし(指針に記載はなく、個人情報ガイドラインに委ねる)	記載なし
	違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない (第16条の2の新設) →令和3年改正法(第19条)	違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止	影響なし(3.2.(2)②で同意がある場合でも本人の不利益が生じないよう配慮を求めているが、全てのケースを記載しているわけではないため、個人情報ガイドラインに委ねる)	3.2.(2) ② 第三者提供に係る同意取得(略)また、同意があった場合でも、本人の不利益が生じないよう配慮しなければならない。
3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方	企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。 (第47条2項の新設)	同左	影響なし(指針に関連記載はなし)	記載なし
4. データ利活用に関する施策の在り方	仮名加工情報 (第35条の2、第35条の3の新設) →令和3年改正法(第41条、第42条)	「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和	3.4.「その他」に記載 → 仮名加工情報の取扱いを匿名加工情報に関する記載と同様に記載	3.4.2 (1) 法規制に基づく遵守すべき事項 PHR事業者は、匿名加工情報を作成するときは、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い当該個人情報を加工し、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び加工方法の安全管理のための措置を講じ、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。 また、当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
	個人関連情報の第三者提供の制限等 (第26条の2の新設) →令和3年改正法(第31条)	提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務化(Cookie、位置情報等が該当する)	3.4.「その他」に記載 → 個人関連情報の取扱いを記載	記載なし

令和2年改正法の内容			指針への影響と改正する場合の方針案	現行指針での関連記載
大項目	中項目	改正内容		
5. ペナルティの在り方	法定刑の引き上げ等 (第7章の罰則の改正) →令和3年改正法(第8章)	同左	影響なし(指針に関連記載はなし)	記載なし
6. 法の域外適用・越境移転の在り方	外国にある移転先事業者における個人情報の取扱い (第24条第2項の新設) →令和3年改正法(第28条第2項)	外国にある第三者への提供の同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人への情報提供を義務化	・3.2.(1)③「外国における第三者への提供」に記載 → 法改正内容を追記	3.2.(1) ③ 外国における第三者への提供 PHR事業者は、外国にある第三者と連携して我が国内でサービスを提供する場合等に、当該外国にある第三者に健診等情報を提供するには、原則として、あらかじめ本人から、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の同意を得なければならない。
	情報の取扱いに関する本人への情報提供 (第24条第3項の新設) →令和3年改正法(第28条第3項)	基準適合体制を整備している移転先事業者の取扱い状況等の定期的な確認等を行い、本人の求めに応じて関連情報を提供を義務化	・3.2.(1)③「外国における第三者への提供」に記載 → 法改正内容を追記	3.2.(1) ③ 外国における第三者への提供 PHR事業者は、外国にある第三者と連携して我が国内でサービスを提供する場合等に、当該外国にある第三者に健診等情報を提供するには、原則として、あらかじめ本人から、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の同意を得なければならない。
7. その他	共同利用の場合の通知等 (第23条第5項第3号の改正) →令和3年改正法(第27条第5項第3号)	共同利用の場合の通知等を行う事項に住所及び法人の代表者の氏名を追加	3.2.(1)②「第三者提供に係る事前の同意取得」に記載 → 住所及び法人の代表者の氏名を追記	3.2.(1)② (略) (※)ただし、上記のうち共同利用に関しては、あらかじめ、次に掲げる事項を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いておくことが必要である。 ・ 共同利用をする旨 ・ 共同して利用される個人データの項目 ・ 共同して利用する者の範囲 ・ 利用する者の利用目的 ・ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
	表記の変更	き損 → 毀損	2.1.「安全管理措置」(1)中の表記を変更	2.1.(1)中 滅失又はき損の防止その他
	政令で定める法定公表事項 (政令第8条第1号の新設) →令和3年改正(政令第10条第1号)	公表事項として、安全管理のために講じた措置を追加	影響なし(指針に記載はなく、個人情報ガイドラインに委ねる)	記載なし
	通則編で定める安全管理措置 (通則編7-7の新設) →令和3年10月改正(通則編10-7)	外的環境の把握(外国において個人データを取り扱う場合の当該外国の個人情報保護制度等の把握など)の追加	2.1.「安全管理措置」(2)に記載 →⑥外的環境の把握を追記	2.1.(2) ① 情報セキュリティに対する組織的な取り組み ② 物理的セキュリティ ③ 情報システム及び通信ネットワークの運用管理 ④ 情報システムのアクセス制御並びに情報システムの開発及び保守におけるセキュリティ対策 ⑤ 情報セキュリティ上の事故対応

令和3年改正法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号））

個人情報法、行政機関個人情報法、独法個人情報法の統合等であり、影響なし。